

三種町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和6年2月策定
(令和7年2月修正)

三種町の森林面積は13,398haで、総面積の約54%を占めている。このうち町有林を除く一般民有林(私有林等)の面積は8,712haとなっているが、その約63%がスギ人工林である。

本町では、森林の有する公益的かつ多面的機能の持続的な発揮に向けて、国や県の補助制度や町単独予算などにより森林の整備を進めてきたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や不在村所有者の増加、相続による世代交代などを原因として整備の行き届かない森林が増加傾向にある。

このため、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次に掲げる方針に基づき、町内における適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進める。

1 森林整備の促進

森林所有者自らが森林組合等林業事業体と協力して森林経営計画を作成し、国や県の補助制度を利用して再造林等の事業を実施する場合は、三種町再造林等促進事業費補助金の交付により支援し、森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化の促進を図る。

また、整備の行き届いていない森林は、所有者の意向に基づいて森林経営管理制度による経営管理権・経営管理実施権を設定し、町や意欲と能力のある林業経営者が所有者に代わって森林経営管理を実施し、適切な森林整備を推進する。

2 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

合板・製材工場等の施設整備及び原木の安定的供給のための間伐材生産、路網整備並びに高性能林業機械の導入による低コスト化に取り組む林業事業体を支援し、作業の効率化や身体的負担の軽減を図り、林業就労者の労働環境改善と新規就労者の安定確保・育成に向けた取組を実施する。

3 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

山地災害防止、水源涵養、地球環境保全、生物多様性保全、快適環境形成、保健・レクリエーションなど森林が持つ各種機能と森林整備の重要性について周知するため、県と連携してパンフレット等による普及啓発活動を行う。

4 木材の利用促進

三種町の木材利用促進基本方針に則り、町内公共施設の木造・木質化を推進し、木材利用に関係がある者が相互に連携し木材の需要拡大を図る。

5 その他森林整備の促進に関する事項

林道や作業道の補修など森林施業ための基盤整備を行うほか、森林GISや林地台帳等の整備と並行して、航空レーザー測量及びデータ解析による森林資源や境界等の森林情報のデジタル化を推進し、森林整備の効率化・省力化と林業生産性の向上を図る。